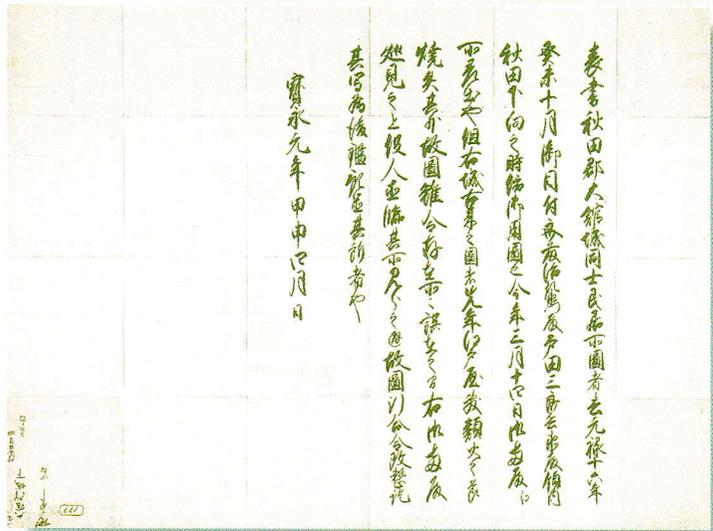
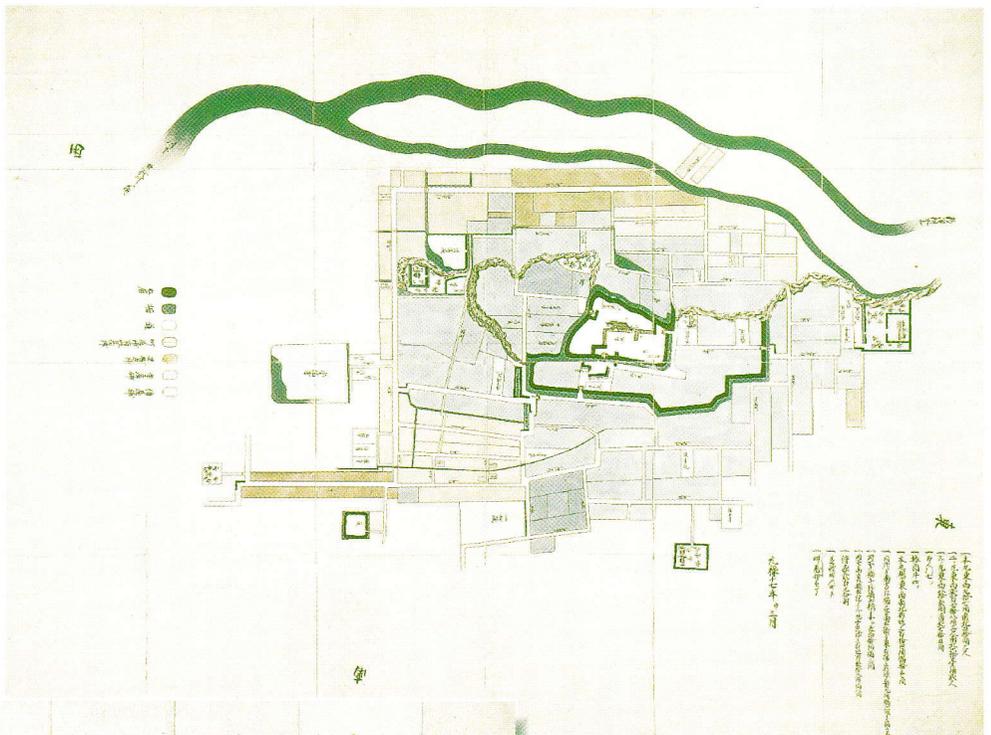


秋田県

公文書館だより

第10号 平成11年4月1日



【写真 上】
「大館御城下絵図」(県C-189)
宝永元年(1704)4月日
138cm×183cm
【写真 左下】 裏書
※表紙解説は8ページ

利用者 の声

公文書館とインターネット

秋田工業高等専門学校校助教授

脇野 博



日本でもインターネットの普及が進み、その利用も日常生活の中に定着しつつあるのではないかと思います。特に、最近ではインターネットのホームページにも様々な使えるデータが掲載されて、検索できるようになり、以前は「電子チラシ」と揶揄する言葉もあつたような状況は、大きく改善されてきています。

私は、日本史を勉強していますが、歴史研究にコンピュータを利用することに興味をもち、またここ数年はインターネットを利用し

た歴史情報の活用に取り組んできました。この取り組みを通じて様々な体験をしましたが、そのなかから県公文書館所蔵史料にかかわる印象深い体験を紹介し、公文書館への今後の期待を述べてみたいと思います。

平成七年の秋に、県内の歴史・民族・考古を研究する個人・研究団体が集まり、情報交換を行うことを目的に、秋田県歴史研究者・研究団体協議会（秋田歴研協）が結成されました。平成八年の秋からは、インターネットに秋田歴研

協ホームページを開設し、私が運営を担当しています。県公文書館で企画展「秋田の鉄道史」が始まる少し前に、人車鉄道（人が客車や貨車を押した人力の鉄道）ホームページを開設している東京の田淵氏から、二ツ井町にかつてあつた中西軌道に関する情報を教えて欲しいという電子メールが届きました。私は中西軌道のことを知らなかつたため困惑しましたが、企画展のことを思い出して公文書館に問い合わせたところ、アドバイスをいただきました。早速公文書館で戦前の県庁文書を観覧し、中西軌道に関するいくつかの史料を見つけました。私は、関係箇所を撮影させていただき、できあがつた写真は県公文書館のご厚意を得て秋田歴研協ホームページに資料データベースとして掲載し、田淵氏をはじめ関心ある方々にアクセスしていただきました。

このように見ず知らずの者どうしが、ネットを通じて歴史情報を伝えあつたわけですが、県内の貴重な史料を遠隔地の方々に発信できたことから、インターネットの

有効性を実感しました。しかし、こうしたネットを通じた歴史情報の収集・公開は個人レベルでは時間的、予算的に限界があります。公文書館などの行政レベルでは非実現できればすばらしいと思います。新潟県立文書館、大分県公文書館、沖縄県公文書館ではホームページで所蔵史料の目録が一部公開され、遠隔地からも情報を得ることができます。もちろん、史料は現蔵場所に行つて手に取つて見ることが大切ですが、あらかじめどのような史料があるのかという情報を収集できることは、遠隔地になるほど筆舌に尽くしがたい利便性があります。県公文書館のホームページ開設とともに、国民の共有財産である所蔵史料の情報が広く公開され、誰でも気軽にアクセスできる日が早く来ることを切に希望します。



資料紹介

「秋田県勸業月報」について

当館では、平成八年度に「秋田県勸業年報」二三巻を複製本化した。今回は十年度事業として、その姉妹誌「秋田県勸業月報」四〇巻をマイクロフィルム撮影し、印刷紙に焼き付け写真帳にした。

「年報」共々閲覧室に配架してあるので、併せて御利用戴きたい。

「勸業月報」の発刊は「年報」同様、明治十年（一八七七）の農事通信制度と密接に関わる（本紙第六号を参照）。「府県通信仮規則」では、臨時報、月報、年報の三報を勸農局に通信することが定められていた。秋田県は、管内に勸業掛を配置し、各地の情報を収集させて右の三報を編集した。

臨時報が自然災害や伝染病など緊急報告を扱ったのに対し、月報は毎月各地の農業事情を扱った。そして、月報と臨時報を元に一年間の農業景況を纏めたのが年報で

あった。

「勸業月報」は、明治十三年三月から十六年六月まで四〇号刊行された。その第一号の緒言には、次のように記されている。

：本課曩キ二一回年報ヲ編輯シ
其他報告等陸続之ヲ勸農局ニ報
道スト雖トモ管内各郡ノ通信ニ
於ケル却テ参照交換ノ便ヲ欠ク
豈ニ遺憾ナラスヤ及是本報ヲ輯
録シテ通信委員ハ勿論普ク勸業
特志者ニ頒布シテ其浩益ヲ計ル
所以ナリ：

「勸業月報」は、勸農局への通信の他に、県内各郡への農業情報の普及を目的に刊行されたらしい。勸業掛同士の情報交換、篤志者への情報提供が図られたのである。次に、「勸業月報」第一一号（明治十四年一月刊行）の目次を見てみよう。

鹿角郡「カド口」樹採綿ノ説

培養法

舎飼馬交尾ノ心得

管内牛馬調査一覽表

農話連寄書

寒暖計

物価表

第一項は鹿角郡役所からの報告で、十和田山中で発見された野生綿樹が紹介されている（本紙第五号を参照）。殖産興業で有益と見做された物産は、「勸業月報」上で報告された。第二項には大豆と茶木の培養法が記されており、農業者への技術普及となっている。第五項は、老農石川理紀之助の組織した歴観農話連からの情報提供である。早魃の時の田地の耕作や保水方法などに関する質問応答が掲載されている。

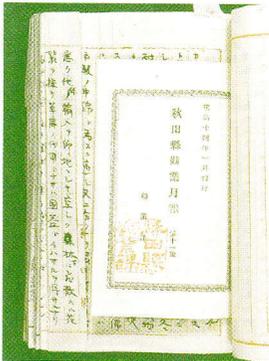
「勸業月報」を読むことにより、

先進地の農業技術や他郡の概況、また毎月の気温と物価を知ることが出来た。いわば「月刊農業情報誌」であり、農業者にとり重宝なメディアだったと推察される。

さて、「勸業月報」は勸業課報告掛で編集され、B6判の活版印刷本として各郡の勸業掛や農業篤志家に配布された。ところが、当館には印刷本は、二、一、三六号の三冊しか残っていない。他の三七号分は、「勸業課報告掛事務簿」に筆書原稿として綴じられている。現在、「勸業月報」の印刷本は四〇巻揃った形で所在を確認されていない。そのため、今回は事務簿の中から印刷本と筆書原稿を探し、刊行順にマイクロフィルムに収めた。こうして、「勸業月報」四〇巻分が揃った形で公開出来たのである。

幻の印刷本は、或いは当時の勸業掛や農業篤志家の御子孫のお宅から発見されるかも知れない。

（公文書課 柴田 知彰）



事務簿に綴じられた印刷本

資料紹介

秋田藩の分限帳について

「分限帳」とは、家臣の禄高や役職などを記した史料である。家臣団の軍事的配属、日常行政的配属を示したり、役金や米の賦課、知行地割付の際の台帳とする目的で作成されたと考えられている。

当館にも「分限帳」と呼ばれる史料は多く、戦国期の浅利氏や秋田氏の家臣団の分限帳、常陸時代の佐竹家臣団の分限帳なども含まれている。ただし、ほとんどが写本であるため、使用にあたっては十分な注意が必要である。

ここでは近世佐竹家臣団の分限帳をとりあげる。年不明の写本が多いなかで、年代が記載され、比較的利用しやすい分限帳を挙げたのが表1である。

秋田藩の分限帳は、城下町久保田と所預が置かれた在町ごとに、知行高の順に家臣名が記されるのが一般的であり、記載される家臣は、基本的には知行取家臣と組下給人である。ただし一部、家臣名

をイロハ順に並べたものや、扶持米取家臣を含むものもあり、諸目的に応じて多様な分限帳が作成されたと考えられる。

これらの分限帳を検討すると、秋田藩家臣団の編成や変遷過程をみる事ができるが、その一例として、元文4年の分限帳の内訳をまとめ、比較のため明治元年の総数を付したのが表2である。

元文期の総数一六八八名は、寛永4年の総数八八八名と比較するとほぼ倍増している。寛永期の分限帳には、城代や所預が置かれた



「分限帳」(元文4年)(A317-88)

表1 主な分限帳

整理記号・番号	資料名	内容年代	備考
県A103-1	慶長九年「年御知行御扶持被下候帳	慶長10(1605)	県A103-1「雑録 一」所収、『秋田県史』近世編が翻刻文と解説を掲載
	窪田配分帳	寛永4(1627)	
	在々給人配当帳		
A317-3	御國中分限帳	正徳4(1714)	写、寛文4年の記載が一部混在
A317-88	分限帳	元文4(1739)	写、内容は表2参照
25-106	久保田分限帳	文化8(1811)	写、久保田分のみ記載
A317-5	秋田藩分限帳	慶応元(1865)	写、イロハ順に記載
AH317-260	分限并有高	明治元(1868)	戊辰戦争の軍功者に朱書あり、虫食い・貼紙の移動など多し
AH317-261	在々分限并有高		

表2 元文4年の家臣団構成(付 明治元年)(元文4)

	久保田	院内	湯沢	横手	角館	角間川	刈和野	檜山	十三所	大館	計
5000石~	3		1	1						1	6
1000石~	14				1					1	16
500石~	25	1		1	2						29
200石~	127			4			1	1	1	3	137
100石~	245	1	4	19	4	2		4	7	16	302
50石~	303	7	22	67	19		7	18	34	28	505
50石未満	326	2	45	93	51	35	12	28	39	62	693
計	1043	11	72	185	77	37	20	51	82	110	1688
(明治元)											
計	1296	17	84	222	100	65	23	45	102	122	2076

注) 明治元年の分限帳には、一部正確な数字を把握できない箇所がある。よって上の記載は、確認できた数字に限られたものである。

湯沢、院内、角間川などが記されず、いまだ藩機構が確立していない過渡期的状況がうかがえる。そういった意味では元文期の分限帳により、数度の職制整備を経てようやく整えられた秋田藩の家臣団編成をみる事ができるといえる。内訳について地域ごとにみると、城下久保田と各在町の家臣数の割合はほぼ六対四であり、これは明治期も同様である。数字の上では大規模な家臣団移動などはみられないといえる。また石高をみると少石取が多く、元文期では一〇〇石未満が七〇%、五〇石未満でも

四一%を越える。少石取が多いのは地方知行制をとる藩の特質であるといわれるが、明治期にはさらに顕著となり、五〇石未満の者が四〇〇名増加し、割合も五二%を超える。この増加はそのまま総数に反映している。これは幕末に多くみられた一代限りの取り立てなどにも原因があると考えられる。分限帳から得られる情報は非常に多く、まさに藩機構を理解する上での基本史料といえる。写しであるという制約はあるが、多くの方に活用していただきたい史料である。(古文書課 加藤昌宏)

戸村家旧蔵文書(戸村文庫)

横手城代戸村家の旧蔵史料は、昭和三十三年四月に戸村進氏により秋田県立秋田図書館に寄贈され、それまで空白部分が多かった秋田の維新史に貴重な内容を提供した。

当時『秋田県史』が編纂中であり、戸村家文書の発見により、維新編が独立して編まれることになったほど、秋田維新史研究に与えた影響は大きかった。

戸村氏は、佐竹十四世義人(義仁)の三男であった常陸介義倭が戸村(茨城県那珂郡那珂町)の地



「閏四月廿二日於仙台白石奥羽列藩同盟約之写」(慶応4年) (AT212.1-69-1)

に住んだことに始まる。秋田移封後は、一門としての格式を持った名門であり、代々十太夫と称し、六五〇〇石の知行を有していた。

〈戸村家略系図〉

- 義倭―(二代略)―①義国―
 - ②義宗―③義連―④義輔―
 - ⑤義見―⑥義孚―⑦義敬―
 - ⑧義通―⑨義效―⑩義得―
- 〔県史維新編附録より〕

初代義国が二代藩主義隆の家老となつたのを始め、四代義輔(義覚)・六代義孚・七代義敬・九代義效と一族の真常(五代義見六男)の六人が家老となつている。

また、三代義連の寛文十二年(一六七二)に横手城代となり、以後戊辰戦争において横手城下で奮戦した十代義得に至るまで代々横手城代を務めた。

戸村家文書は旧図書館時代、昭和三十七年に整理され、目録が刊

行されている。史料は一括してAT記号として纏められ、史料ごとに日本十進分類法及び独自の郷土資料分類基準によつて分類され、番号が付されている。平成五年に移管を受けた当館でも現在のところ、その番号を踏襲している。

〈分類内訳〉(項目数五五)

- 政治事情・一二二(三二%)
- 行政・四〇六(二二%)
- 戊辰戦争・二二〇(六%)
- 礼儀作法・一九九(六%)
- 軍事事情・一〇四(三%)
- 有職故実・七九(二%)
- その他・一二五(三六%)

最も多くを占める政治事情(AT三一)は、九代義效が義得に城代を譲り家老となつた文久三年(一八六三)から、慶応四年(一八六八)までの江戸や京都との往復の書簡類が中心となつている。

義效は慶応四年に白石会議に藩代表として臨み、奥羽越列藩同盟に盟約しておきながら、勤王への藩論の転変によりその責を負われ、長く秋田藩の列藩同盟裏切り

の張本人と目されてきた。しかし、戸村家文書により、列藩同盟への参加も勤王への転変も藩主義堯の命に拠ることが分かり、県史維新編によつて初めて正当な評価が下されることとなった。それらの史料は、戊辰戦争の項(AT二二二)に分類されている。

また、戸村家は前述の如く、家格高く古い家柄であるため、有職故実や礼儀作法に関する記録を含め、年代としては正徳五年(一七一五)から明治期までに涉り、内容も多岐に涉っている(図書館の分類では実に五五項目に細分されている)。さらに佐竹一門であったため、その史料は佐竹文庫との関連性も高い。

今後、史料群としての位置づけをきちんと行うことにより、秋田県の近世・維新史に資することの大きい史料群と言えるであろう。

参考文献

- 『秋田県史資料 明治編上』(一九六〇刊)「戊辰の形勢」の項
- 『秋田県史第四巻 維新編』(一九六四刊)編纂・山崎真一郎

(古文書課 佐藤 隆)

秋田県報の閲覧について

当館には、若干の欠号はあるものの明治二十二年五月十五号発行第一号から現在までの県報が所蔵されており、行政資料として特に他の簿冊と区別して整理及び保存作業が進められている。

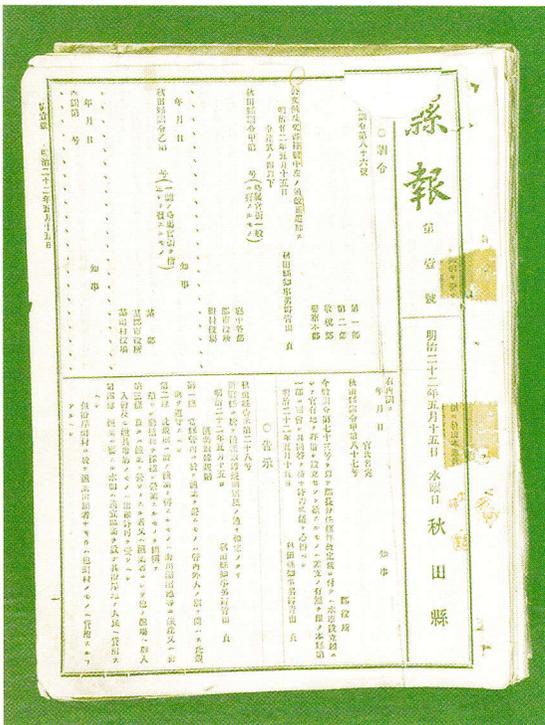
県報は昭和二十五年一月四日発行号外から秋田県公報と名称を改めているが、その内容は従前と変わらず県令及び訓令などが記載されており明治期以降の県政を知ることが出来る貴重な資料であると言える。このため県報は当館所蔵の行政資料の中でも最も利用頻度の高い資料のひとつとなっているが、こうした紙資料にとつて利用頻度が高いということは様々な要因によりそれだけ資料の劣化を早めてしまう可能性が高いということを意味しており、資料の保存という点から考えると好ましいことではない。そこで当館では資料の恒久的保存を目指し、なおかつ利

用者の閲覧希望に答える方法として当面の間撮影したマイクロフィルムのみを閲覧に供することを考えた。

マイクロフィルム撮影の際に資料に多少の負担をかけてしまうことも予想されたが、長期に渡つて原資料を閲覧に供していくことと比較してより良い状態で原資料を保存していくことが出来ると判断したのである。こうして平成五年度から原資料のマイクロフィルム撮影を開始し、今年度までに昭和五十九年十二月二十八日発行号外までの撮影を終了、県学事文書課から移管された昭和六十年一月四日発行第七九五号から平成四年十二月二十五日発行号外までのマイクロフィルムと共に閲覧に供している。また資料の複写については明治三十三年一月六日発行第一四二四号以降が県立図書館にもま

年代についてはこれを利用してコピー機による複写が出来ることを勘案し、当館においてはそれ以前の明治二十二年五月十五日発行第一号から明治三十二年十二月二十七日発行号外について、撮影したマイクロフィルムから複製本を作成して閲覧室に配架、図書館の資料と同様にコピー機が利用出来るようにしている。

に慣れない方や何らかの理由で原資料を閲覧する必要のある方などにもあるかも知れないが今後とも複数部ある資料については保存対象としたものを複製本と同様に取り扱うなど閲覧の利便性と資料保存の双方にとつてより良い方法を検討していきたいと考えているため、現時点ではあえてマイクロフィルムでのみの閲覧としていただくことを了承していただきたい。(公文書課 菅原 亜希子)



資料保存施設を訪ねて

羽後町歴史民俗資料館

羽後町西馬音内上川原三〇一

羽後町は中世から戦国期にかけて豪族小野寺氏の勢力範囲であった地域であり、また西馬音内盆踊りなどでも知られる歴史の町です。羽後町歴史民俗資料館はこうした地域の史料を現代・将来にわたって保存・活用するため平成三年に建てられました。

展示室は羽後町の歴史・文化を



テーマ毎に紹介しており、同地域に残る多くの史料に接することができます。特別展示コーナーには堀内焼・後藤弁吉コレクションなどの美術品が展示されています。入口には地域の歴史文化を紹介するパンフレットなども備えています。

同館の所蔵史料には、昭和三〇年代に『羽後町郷土史』が編纂された際に調査・収集し、羽後町立図書館が保管し、開館と同時に移管された史料が多く含まれています。所蔵史料は出所ごとに整理され、収蔵庫内に保管されています。史料は目録化が進められており、また光ディスクによる史料の記録も行われています。収蔵庫内は壁面・床面が板材で葺かれており、特に貴重な史料群については桐箱に入れて保管されています。空調設備も備えられており、史料の保存環境が整った施設といえます。

古文書解読講座のご案内

当館では左記の要領で、今年度も古文書解読講座を開講する予定です。この講座は古文書解読に関心のある方を対象に、当館所蔵の近世文書を教材として、開館以来毎年行っているものです。古文書解読を通じ歴史の実証的研究方法、古文書・公文書の保存と活用の重要性についての理解を深めてもらうことを目的としています。

期日 八月三日(火)・四日(水)

(いずれか一方に出席)
会場 公文書館三階多目的ホール
申込方法 往復はがきに住所・氏名・出席希望日を明記の上、個人で申し込んでください。

返信用はがきを受講者カードとなりますので必ず往復はがきでお願いします。

申込先 〒〇一〇〇九五二

秋田市山王新町一四一三一

秋田県公文書館古文書課

古文書解読講座係

申込期間 七月一日〜十六日

市町村史料保存機関連絡協議会の開催について

当館では昨年引き続き「市町村史料保存機関連絡協議会」の開催を予定しています。

この協議会は、市町村で古文書を含む文化財の保存に関わる職員、市町村の史料保存施設の実務担当者、自治体史編さん過程での史料収集・整理などに携わる実務担当者等を対象として、歴史資料の整理・保存・利用などに関する情報交換を行うものです。

今年度で四回目となり、相互の情報交換のみならず、公文書の保存・公開を含めて、史料保存機関連絡の問題点の解決の一助になればと考えています。

昨年同様多数の参加をお願いします。詳細は関係機関に追って通知します。

期日 五月三十一日(月)

内容①史料の整理・保存に関する

情報提供

②史料整理・保存・利用・所在などに関する情報交換

公文書館

平成十一年度の事業計画

◎総括的事項

- ・『事業年報』第六号の発行（五月）
- ・館報「公文書館だより」の発行（四月上旬、十月上旬）

- ・『研究紀要』第六号の発行（平成十二年三月）
- ・特別整理期間による休館（十月十二日～十月二十四日）
- ・書庫燻蒸（十月十日～十月十四日）

- ・県内市町村史料保存に関する協議会（五月三十一日）
- ・史料管理学研修会（十一月八日～十三日）

- ◎公文書課関係
- ・公文書の引継ぎ（六月）
- ・公文書目録・行政資料目録の整備
- ・公文書・行政資料公開冊数の追加
- ・中性紙保存箱への収納促進
- ・公文書の保存・廃棄の選別
- ・公文書の廃棄
- ・県政映画の補修・恒久保存と

◎古文書課関係

- ・公文書のマイクロフィルム化
- ・企画展示―近代建築関係（前期八月～九月、後期十月～十一月、館内特別展示室）

- ◎古文書課関係
- ・所蔵古文書の整理及び目録の整備
- ・中性紙封筒及び中性紙ダンボール箱への収納・配架の促進
- ・古絵図の複製
- ・古文書の修復
- ・古文書のマイクロフィルム化・複製本製作
- ・古文書のマイクロフィルム化・複製本製作
- ・『北家御日記』翻刻原稿執筆委員会（四月十九日）
- ・『北家御日記』翻刻及び原稿の原本照合
- ・『洪江和光日記』第七巻の発行（平成十二年三月）
- ・古文書解説講座の開催（八月三・四日、館内多目的ホール）
- ・古文書の所在・保存状況調査（県内十市町村・県外）

表紙解説

大館城は中世浅利氏によって築城され、戦国期には浅利氏・安東氏・南部氏が抗争の中で代わる代わる入城した。慶長七年（一六〇二）佐竹氏の秋田領入部後、赤城朝光が城受取役となったが、浅利氏旧臣が一揆を起こすなど不安定な情勢が続いた。慶長十三年（一六〇八）小場義成が大館に入城し、改めて城の縄張り町割を行い、現在の大館市の基礎を築いた。以降幕末まで小場氏（佐竹西家）が大館の所預を勤めた。

元禄十六年（一七〇三）秋田藩三代藩主佐竹義処は参勤交代の帰路に横手城で死去、一〇歳の佐竹義格が四代藩主として跡を継いだ。江戸幕府は国目付として齋藤治左衛門・戸田三郎兵衛を秋田領に派遣し、巡検などを行わせた。国目付の両名は元禄十六年十月から翌宝永元年四月まで秋田領内に滞在したが、この「大館城下絵図」はその際に幕府に提出された絵図の控えであることが絵図の裏書（写真下）より知ることができる。

（古文書課 煙山英俊）

公文書館利用案内

- 開館時間
平日 9:00～19:00
土・日曜日、月の初日 9:00～17:00
- 休館日
・国民の祝日及び振替休日
・月曜日（毎月第3日曜日の翌日除く）
・毎月第3日曜日
・特別整理期間（8月～10月中の15日間以内）
・年末年始（12月28日～1月3日）

公文書館だより 第十号

平成十一年四月一日発行

編集発行 秋田県公文書館

（表紙題字 寿松木 毅）

〒〇一〇一〇九五二

秋田市山王新町一四一三二

☎〇一八（八六六）八三〇一

印刷 株式会社大潟印刷